

(仮称) 佐世保市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の骨子

1 条例の目的

この条例は、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定め、もって福祉ホームの利用者が、当該施設の居室その他の設備の利用、又は日常生活に必要な便宜の供与を通じ、その有する能力及び適性に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的として制定します。

2 対象となる施設

- 福祉ホーム

3 基準

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めます。(主な基準を記載しています)

区分	主な項目	主な内容
障害者支援施設	構造設備	福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮する
	規模	5人以上の人員を有することができる規模を有すること
	設備の基準	居室、浴室、便所、管理人室、共用室を設ける 居室の定員は原則として1人 居室の一人当たりの床面積は原則として収納設備等を除き、9.11平方メートル以上
	職員の配置基準	管理人を置く

4 施行期日

平成28年4月1日予定

指定基準等における「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」対応表

指定基準等	サービス事業名等	項目	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
			現行の法令の内容(基準)に従い定めるもの	現行の法令の内容(基準)を標準とし、合理的理由の範囲内で変更が可能なもの	現行の法令の内容(基準)を参考とした上で、市独自に定めることが可能なもの
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項)	福祉ホーム (地域生活支援事業)	配置する従業者及びその員数	第11条(職員の配置の基準)		第4条(構造設備) 第5条(運営規程) 第6条(非常災害対策) 第7条(サービスの提供の記録) 第8条(記録の整備) 第10条第2項第1号口以外、第3項(設備の基準)
		居室の床面積	第10条第1項(居室に係る部分に限る。)、第2項第1号口(設備の基準)附則2(居室面積の経過措置)	第9条(規模)	第12条(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等) 第13条(定員の遵守) 第14条(衛生管理等) 第16条(苦情への対応解決) 第18条(暴力団員等の排除)
		障がい者の安全の確保、秘密の保持等	第15条(秘密保持等) 第17条(事故発生時の対応)		